

指定通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス
重要事項説明書
及び
契 約 書

(令和8年6月改定版)

よこみぞ医院デイサービスつかさ
筑紫野市大字立明寺509番地1
電話 092-917-5006

1. サービス事業者について**(1) 開設法人の概要**

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人つかさ会よこみぞ医院
代 表 者 名	理 事 長 横 溝 清 司（よこみぞ せいじ）
法人所在地・連絡先	福岡県筑紫野市大字立明寺５０６番地の５ 電 話 ０９２－９２１－５００１ ＦＡＸ ０９２－９２１－５００２

(2) 運営規程及び方針の概要

- ①要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事、排泄、入浴その他必要な日常生活上の介護、見守り等の支援、相談援助を計画的に行うことにより、要介護者等の心身機能の維持回復を図るものとします。
- ②事業者自らが、その提供するサービスの質の評価を行い、その改善が図られるよう努めます。
- ③サービスの提供にあたる従業者は、懇切丁寧に行う事を旨として、可能な限りご理解いただけるよう、ご説明致します。
- ④サービス提供にあたって、介護技術の進歩に対応して、適切な介護技術をもって、且つ家庭的な雰囲気のもと、サービスの提供を行います。
- ⑤サービスを提供するにあたっては、常に利用者とその家族の状況及び状態を把握しつつ、適宜必要なサービスが提供（支援）されるように努めます。また、認知症の状態にあるご利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供されるように努めます。

2. 事業所の概要について**(1) 居宅サービス事業所の指定番号及びサービス提供地域等**

サ ー ビ ス の 種 類	指定通所介護・介護予防 日常生活支援総合事業（通所型サービス）
事 業 所 名	よこみぞ医院デイサービスつかさ
所 在 地	〒818-0042 福岡県筑紫野市大字立明寺５０９番地１
管 理 者	東 方 知 美
連 絡 先	電話：092-917-5006／ファックス：092-917-5007 電子メール： puraza.yokomizo@watch.ocn.ne.jp

事業者指定番号	4073000897（平成20年10月1日開設）
サービス提供地域	筑紫野市・太宰府市
利用定員	1営業日あたり20名

（２）事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計	備考
管 理 者	准看護師 介護福祉士	1名兼		1名	看護職員兼務 介護職員兼務
生 活 相 談 員	介護福祉士他	1名専 1名兼		2名	介護職員兼務
介 護 職 員	介護福祉士等 看護師等	3名専 1名兼		4名	生活相談員兼務 看護業務
看 護 職 員	正、准看護師	2名兼	1名兼	3名	機能訓練指導員兼務 管理者兼務
機能訓練指導員	正、准看護師 理学療法士	1名兼	1名兼	2名	看護職員兼務

（３）サービス提供の日時並び休業日

営 業 日	月曜日～土曜日及び月曜 祝日（年末年始を除く）	営 業 時 間	午前9時00分から 午後6時00分まで
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時00分から午後5時00分までの間 〈基本提供時間〉午前10時00分から午後4時05分 ※その他、ご希望の時間についてはご相談ください。		
休 業 日	日曜・国民の祝日（月曜祝日を除く） 8月13日～15日、年末年始（12月30日～1月3日）		

（４）サービス利用における留意事項

①介護保険要介護・要支援認定の有無が確認されて、認定の有効期間内にある方、
なお且つ、介護保険被保険者証を提示いただける方が、当指定通所介護事業の利用
申し込み並びに利用の継続を行う事が出来ます。

②第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所
（デイサービスつかさ）に通っていただき、入浴や食事等の介護支援、生活等に関
する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び
機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図るサービスです。

③通所介護サービスの提供にあたっては、安全確保を最優先とし、利用者並びに介護サービス提供に従事する従業者の安全に努めます。

④利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、利用者並びにその家族は速やかに事業所へご連絡をお願いいたします。

⑤酒類の持ち込み、自傷他害行為、設備備品等の破壊行為、宗教並びに政治活動、物品の販売など、他の利用者の迷惑となる行為を禁じます。

⑥担当の介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所（ケアプランサービス）をはじめ、主治医（かかりつけ医）、保健医療・福祉サービス提供者、行政機関（保険者）等と、必要な情報について連絡する事をあらかじめご承諾いただきます。

3. サービスの内容について

（１）**通所介護計画の作成**：利用者が、当事業所で過ごすための日課、内容、担当者、留意点等、機能訓練の内容とあわせて作成するとともに、内容については説明・同意を得たうえで交付いたします。また、利用者担当の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書の内容に沿ったものを作成いたします。

（２）**生活指導**：日常生活における相談援助をはじめ、介護保険サービスなど、事業所のサービス内容等についても相談を承ります。

（３）**機能訓練**：居宅サービス計画書に基づき、理学療法士と連携のもと、看護職員、介護職員、生活相談員の従業者が機能訓練を行います。

（４）**介護サービス**：以下のとおりです。

①**食事**：利用者の栄養状態、身体状況、嗜好を考慮したうえで、普通食、キザミ食、ブレンダー食等を提供するとともに、必要に応じて食事摂取の支援を行います。

②**入浴**：一般家庭浴槽に、昇降リフト機及び手すりを設置しています。また、シャワーキャリー、シャワーチェア等を使用して、家庭での入浴が可能になるよう機能訓練を行いながら対応できるサービスとなっています。また、寝たきりの方等、一般家庭の浴槽での入浴が困難な利用者には、機械浴を設置していますので、寝たままの状態での入浴支援が可能となっています。

③**排泄**：滞在時間において、見守り、誘導、介助、また、適宜、声かけや支援を行います。

- (5) **健康状態の確認**：利用開始時、入浴前後、機能訓練前後など、利用者の状態に応じて、適宜体温、血圧、脈拍等の健康状態の把握を行うとともに、必要に応じて、家族、介護支援専門員、主治医に連絡いたします。
- (6) **送迎**：利用者の希望により当事業所のサービスを利用するために、ご自宅と事業所との間を送迎いたします。なお、天候状況、交通事情、利用者人数の増減によっては送迎時間の変更があるとともに、時間指定は原則お受けできませんのであらかじめご了承ください。
- (7) **食事**：当事業所では栄養士が作成した献立表により、利用者の栄養状態、身体状況（飲み込み状況等）、嗜好を考慮したうえで、季節の料理、郷土の料理等を取り入れた食事を調理員が事業所で調理、提供いたします。
- (8) **介護に関する相談援助**：介助方法など、介護に関する内容について相談を承ります。

4. 身体拘束等の適正化

利用者並びに他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。身体的拘束等を行う場合には、利用者または家族に対して説明、同意を得たうえで、必要最低限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時・理由等を記録し、早期に拘束を解除するよう努めます。

5. 虐待の防止

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう次にあげる虐待の防止に関する措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の未然防止
- (2) 虐待等の早期発見
- (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

6. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

7. 利用者負担金とお支払について

〔 区分：通常規模型事業所 〕

(1) 介護保険の給付対象サービス

※1 単位＝10.14 円（7 級地）

要介護認定区分 料金内容		介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本 項 目	通所介護 I 11 (3 時間以上 4 時間未満)	370 (375 円 : 1 割) (750 円 : 2 割) (1126 円 : 3 割)	423 (429 円 : 1 割) (858 円 : 2 割) (1287 円 : 3 割)	479 (486 円 : 1 割) (971 円 : 2 割) (1457 円 : 3 割)	533 (540 円 : 1 割) (1081 円 : 2 割) (1621 円 : 3 割)	588 (596 円 : 1 割) (1192 円 : 2 割) (1789 円 : 3 割)
	通所介護 I 21 (4 時間以上 5 時間未満)	388 (393 円 : 1 割) (787 円 : 2 割) (1180 円 : 3 割)	444 (450 円 : 1 割) (900 円 : 2 割) (1351 円 : 3 割)	502 (509 円 : 1 割) (1018 円 : 2 割) (1527 円 : 3 割)	560 (568 円 : 1 割) (1136 円 : 2 割) (1704 円 : 3 割)	617 (626 円 : 1 割) (1251 円 : 2 割) (1877 円 : 3 割)
	通所介護 I 31 (5 時間以上 6 時間未満)	570 (578 円 : 1 割) (1156 円 : 2 割) (1734 円 : 3 割)	673 (682 円 : 1 割) (1365 円 : 2 割) (2047 円 : 3 割)	777 (788 円 : 1 割) (1576 円 : 2 割) (2364 円 : 3 割)	880 (892 円 : 1 割) (1785 円 : 2 割) (2677 円 : 3 割)	984 (998 円 : 1 割) (1996 円 : 2 割) (2993 円 : 3 割)
	通所介護 I 41 (6 時間以上 7 時間未満)	584 (592 円 : 1 割) (1184 円 : 2 割) (1777 円 : 3 割)	689 (699 円 : 1 割) (1397 円 : 2 割) (2096 円 : 3 割)	796 (807 円 : 1 割) (1614 円 : 2 割) (2421 円 : 3 割)	901 (914 円 : 1 割) (1827 円 : 2 割) (2741 円 : 3 割)	1,008 (1022 円 : 1 割) (2044 円 : 2 割) (3066 円 : 3 割)
	通所介護 I 51 (7 時間以上 8 時間未満)	658 (669 円 : 1 割) (1334 円 : 2 割) (2002 円 : 3 割)	777 (788 円 : 1 割) (1576 円 : 2 割) (2364 円 : 3 割)	900 (913 円 : 1 割) (1825 円 : 2 割) (2738 円 : 3 割)	1,023 (1037 円 : 1 割) (2075 円 : 2 割) (3112 円 : 3 割)	1,148 (1164 円 : 1 割) (2328 円 : 2 割) (3492 円 : 3 割)
加 算 項 目	サービス提供体制強化加算 I		介護職員内の介護福祉士 70%以上配置 (1 回毎)			22 (22 円 : 1 割) (45 円 : 2 割) (67 円 : 3 割)
	中重度者ケア体制加算		一定数以上の介護職員、看護職員を配置 要介護 3. 4. 5 の利用者が全体の 30% 以上であること (1 回毎)			45 (46 円 : 1 割) (91 円 : 2 割) (137 円 : 3 割)

	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	機能訓練指導員のもと 5 人以下の集団または個別訓練(1 回毎)	56 (57 円：1 割) (114 円：2 割) (170 円：3 割)
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）2	リハビリ専門員等による計画書に基づいたリハビリを実施	100 (101 円：1 割) (203 円：2 割) (304 円：3 割)
	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴を行った場合（1 回毎）	40 (41 円：1 割) (81 円：2 割) (122 円：3 割)
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本費と加算費の合計に一定比率を掛けた額	11.1%
	科学的介護推進体制加算	『LIFE』への情報提供及びフィードバックを生かした計画書の作成（1 月につき）	
減算項目	送迎減算	片道につき	▲ 47 (▲ 48 円：1 割) (▲ 96 円：2 割) (▲143 円：3 割)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の 1.0%
	業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の 1.0%

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

（１）第１号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

※基本、加算、減算の合計の額となります。

要支援：介護保険の給付対象サービス

※単位＝10.14 円（７級地）

	要支援区分	備考	単位数
基本 項目	要支援 1	1 回あたり（1 か月 4 回まで）	436 (442 円：1 割) (884 円：2 割) (1326 円：3 割)
	要支援 1	1 月あたり（1 か月 5 回以上）	1,798 (1823 円：1 割) (3646 円：2 割) (5470 円：3 割)
	要支援 2	1 回あたり（1 か月 8 回まで）	447 (453 円：1 割) (907 円：2 割) (1360 円：3 割)
	要支援 2	1 月あたり（1 か月 9 回以上）	3,621 (3,672 円：1 割) (7,343 円：2 割) (11,015 円：3 割)
加 算 項 目	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士 が占める割合が 70%以上であること	《要支援 1》 88 (89 円：1 割) (178 円：2 割) (268 円：3 割) 《要支援 2》 176 (178 円：1 割) (357 円：2 割) (535 円：3 割)
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合 している場合	所定単位数の 11.1%
	科学的介護推進体制加算	『LIFE』への情報提供及びフィード バックを生かした計画書の作成 (1 月につき)	

減算項目	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の 1.0%
	業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の 1.0%
	送迎減算	片道につき	▲ 47 (▲ 48 円 : 1 割) (▲ 96 円 : 2 割) (▲ 143 円 : 3 割)

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

サービス項目	内 容	料 金
食費 (1 食)	1 食あたり (おやつ込) ご利用日当日にご連絡をいただいた欠席につきましては、昼食代のみ請求させていただきます。	8 9 0 円
レクリエーション、買い物、外出活動材料費	ご利用者の希望により参加された活動の材料購入費としてお支払いただきます。	実費
紙パンツ (1 枚)	各サイズをご準備しています。	2 2 0 円
尿とりパッド (1 枚)		4 0 円
メッシュケース (1 個)	A5 サイズ、お薬、歯ブラシ等ケース	5 5 0 円

(3) 利用料金のお支払方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に請求し、利用者は、当該月末日までに現金払い又は利用者様手数料負担による口座振込又は口座引落としとなります。事業者は、利用者から利用者負担金の支払を受けた場合は領収書を発行します。

8. サービス利用の中止、変更、追加について

- (1) 利用予定日の前日までに、利用者の都合により、利用を中止または変更、追加することができます。この場合には、前日までに当事業所に申し出てください。
- (2) サービス利用日の変更、追加の申し出に対して、当事業所の稼働 (利用) 状況により利用者の希望する期日にサービス提供できない場合、ほかの利用可能日を利用者に提示して協議します。

9. サービス内容に関する相談・苦情の連絡先について

当 事 業 所 相 談 窓 口	窓口担当：東方 知美 電 話：０９２－９１７－５００６ F A X：０９２－９１７－５００７ メールアドレス：puraza.yokomizo@watch.ocn.ne.jp
保 険 者	筑紫野市役所 高齢者支援課 介護保険担当 電 話：０９２－９２３－１１１１（代） F A X：０９２－９２０－１７８６ メールアドレス：kourei@city.chikushino.fukuoka.jp
	太宰府市役所 高齢者支援課 介護保険係 電 話：０９２－９２１－２１２１（代） F A X：０９２－９２１－１６０１ メールアドレス：kourei@city.dazaifu.lg.jp
福 岡 県 国 保 連 合 会	総務部 介護保険課 介護保険係（直） 電 話：０９２－６４２－７８５９ F A X：０９２－６４２－７８５７

10. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の主治医、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

以上

【契約書内容】

（契約の目的及びサービス内容）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険等の関係法令の趣旨及びこの契約書に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス（介護予防通所介護）を提供します。利用者は事業者に対し、その介護サービスに対する料金を支払います。

（契約期間と更新）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までに契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新するものとします。

（通所介護・介護予防計画書の作成および変更）

第3条 事業者は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下「ケアプラン」という。）に沿って「通所介護・介護予防計画書」を作成し、利用者もしくは家族に説明、同意のうえ、交付、また、計画的にサービスを提供します。

2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能な場合については、速やかに「通所介護・介護予防通所介護計画」の変更を行います。

3 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整などの支援を行います。

（サービス提供の記録）

第4条 事業者はサービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受ける事とします。

2 事業者は一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成状況等についての記録を作成します。

3 事業者は記録物について、2年間はこれを保管し、利用者の求めに応じ閲覧させ、または複写物を交付します。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（利用者負担金及びその滞納）

第5条 利用者の負担金は、重要事項に記載する通りとします。なお利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

2 事業者は当月の料金の合計額を記載した請求明細書を利用者及び利用者家族（支払者）にお渡しし、利用者及び利用者家族（支払者）は事業者と合意した方法で支払います。

- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を1ヶ月以上滞納した場合、事業者は10日以上を定めて、その期間までに滞納額の全額を支払わない場合には契約を解約することができます。
- 4 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅介護支援事業所と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用などについて必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 5 事業者は前項に定める調整の努力を行い、第2項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約を解約することができます。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約続行が困難になった場合には、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- 1 第2条の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 2 第6条の利用者から解約の意思表示がなされたとき
- 3 第5条及び第7条の条件が満され事業者から解約の意思表示がなされるとき
- 4 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
 - (2) 利用者が死亡したとき
 - (3) 利用者が医療機関または介護保険施設に入院入所したとき
 - (4) サービス利用料の支払いの滞納、支払い催促後一定期間を経ても支払いが確認できない場合

(損害賠償)

第9条 事業者はサービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を損害賠償責任保険の範囲で賠償します。ただし、事業者が故意過失がない場合、また、利用者の自己転倒や自身の過失に伴い損害が生じた場合の責任は負いかねます。

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、あらかじめ文書（利用契約における個人情報使用同意書）により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

（苦情処理）

- 第11条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者（市）並びに福岡県国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速且つ誠実に対応します。
 - 3 事業者は、利用者が苦情の申し立てなどを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

（ハラスメント対策について）

- 第12条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員の働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を終了する場合があります。

（契約外事項）

- 第13条 この契約及び関係法令などで定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

（協議事項）

- 第14条 この契約に関して争いが生じた場合は、当事者が、互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

（裁判管轄）

- 第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

（変更事項）

- 第16条 この契約に関して届出の内容に変更がございましたら、すみやかに変更の旨をお申し出下さい。

**指定通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業
利用契約における個人情報使用同意書**

1（使用する目的）

介護保険に関する法令に従い、通所介護におけるサービスを円滑に実施するため、居宅サービス計画に基づいてサービス担当学会議等において必要な場合

2（使用にあたっての条件）

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3（個人情報の内容）

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が通所介護支援を行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- (3) その他必要な情報

4（肖像権について）

当施設のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌等においてご利用者の映像及び音声、並びに写真の使用及び掲載。

5（使用する期間）

契約書に定める期間と同様

以上

通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたり、利用者またはその家族（利用者代理人）に対して、本書面の重要事項、契約内容、個人情報同意内容について説明を行いました。

【事業者】 住 所 福岡県筑紫野市大字立明寺506番地5
名 称 医療法人つかさ会よこみぞ医院
代 表 者 理 事 長 横 溝 清 司

【説明者】
所 属 よこみぞ医院デイサービスつかさ
氏 名

私は、本書面に基づいて、支援事業者から通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業について、重要事項、契約内容、個人情報同意の説明を受けました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所
氏 名

【利用者代理人】 住 所
氏 名

(本人との続柄)

転倒や状態変化時等の緊急連絡先		
連絡先 ①	〈名前〉 (本人との続柄)	連絡先
連絡先 ②	〈名前〉 (本人との続柄)	連絡先